

建築工事の管理者・施工者の皆様へ

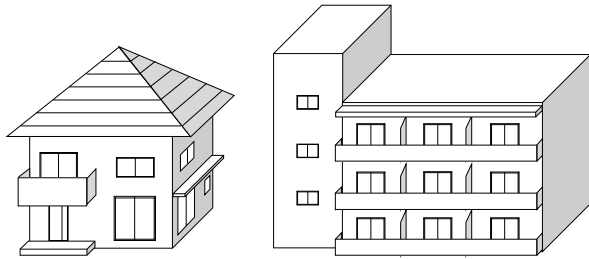
工事施工状況報告の 報告対象が変わります

中間検査制度や瑕疵担保履行法等による消費者保護の制度拡充に伴い、施工状況報告書の提出を一部不要としています。

報告が不要になるもの

※接道許可・道路内建築の許可を取得しているものを除く

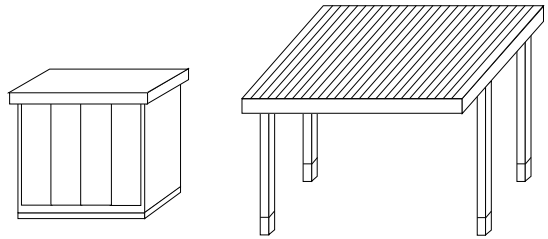
■ 瑕疵担保履行法により第三者機関による検査を受けている住宅等の建築物



例：戸建住宅、共同住宅など

■ 設計・監理に資格を要しない小規模な建築物

〔木造：高さ16m以下、F \leq 2、A \leq 50* m^2
木造以外：高さ16m以下、F \leq 2、A \leq 30* m^2 〕
※用途地域の指定のない区域では100 m^2 以下になります。



例：物置、カーポートなど

！ 注意 ！

上記に該当する場合でも法第43条第2項（接道）の許可、法第44条第1項（道路内建築）の許可を取っている物件は、施工状況報告が必要となります。

詳細な報告対象や添付図書については、下記にお問い合わせいただくか、建築行政課のホームページをご覧ください。